

## 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

### 4-1 市街地の整備改善の必要性

#### <現状分析>

- ・キャスティタウン(キャスティ21コアゾーンのA・B・Cブロック)において、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業等、高次機能を有する施設の整備を進め、姫路駅の東西に広がる新しい流れを創出した。また、姫路駅北駅前広場及び姫路駅南駅前広場を整備し、世界文化遺産・姫路城を有する玄関口として、姫路駅を中心とするにぎわいの創出を図ることができた。
- ・市街地整備は、駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)において、姫路駅南西部の連立事業による旧鉄道用地等を都心部にふさわしい計画的な市街地として、都市基盤施設の整備改善を行っている。また、姫路駅周辺土地区画整理事業において、南北市街地の一体化を図る交通体系の確保や都市計画道路、姫路駅北駅前広場、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としての街区を形成し、多機能な機能立地を進めている。
- ・これらの土地区画整理事業により、当該事業エリア周辺で民間マンションの建設が進められ、居住者数が増加している。特に、若い世代、子育て世代、高齢者世帯等多世代が増加しており、魅力の高まりがうかがえる。

#### <事業の必要性>

- ・これらの駅前開発事業により、駅前の地価も上昇しており、まちなか居住へのニーズも高まっていることから、新都市拠点及び播磨の中核都市としての広い圏域を対象とした、安心して暮らしやすい環境整備が重要となっている。
- ・姫路駅周辺の中心市街地の歩行者・自転車通行量は増加傾向にあるが、姫路駅から離れたまちなかまでは誘引できていない。姫路城と調和した景観の形成により、中心市街地エリア全体にわたる歩行者・自転車通行量の増加や滞留時間の延長へとつなげることが重要となっている。

#### <フォローアップ>

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

## 4-2 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

### (2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

### (2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b>            駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)</p> <p><b>【内容】</b>            ・面積:約7.4ha            ・区画道路            幅員4.0m～11.5m            延長:1,584m            ・特殊道路            横断歩道橋:現況利用            延長:86m            ・公園(街区公園2箇所)            面積:2,250㎡</p> <p><b>【実施時期】</b>            平成19年度            ～令和6年度</p>	<p>姫路市</p>	<p><b>【位置づけ】</b>            姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。            前々計画から継続して土地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。            当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p><b>【必要性】</b>            JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	<p><b>【支援措置】</b>            社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)</p> <p><b>【実施期間】</b>            令和2年度            ～令和5年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>姫路駅周辺土地区画整理事業</b></p> <p><b>【内容】</b> 面積:約45.45ha</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成元年度 ～令和6年度</p>	姫路市	JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	都市構造再編集中支援事業(道路事業) 令和2年度 ～令和6年度	
<p><b>都心環状道路網の整備</b></p> <p><b>【内容】</b> ・内環状東線 延長:400m 幅員:30m</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成21年度 ～令和7年度</p>	姫路市	<p><b>【位置づけ】</b> 中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行う。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p><b>【必要性】</b> 都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保し、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	無電柱化推進事業 令和2年度 ～令和7年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>電線類地中化事業</b></p> <p><b>【内容】</b> ・内環状東線 延長:800m</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成21年度 ～令和7年度</p>	姫路市	<p><b>【位置づけ】</b> 中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施する。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p><b>【必要性】</b> 中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞留時間の増大等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	無電柱化推進事業 令和2年度 ～令和7年度	
<p><b>【事業名】</b> 姫路駅南駅前広場 周辺まちなみ整備 事業</p> <p><b>【内容】</b> ・舗装美装化・無電柱化 延長:500m</p> <p><b>【実施時期】</b> 令和元年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p><b>【位置づけ】</b> 姫路駅南駅前広場の整備により交通混雑の緩和等交通環境の改善が進んだ。整備された空間を更に高質化するため、内環状道路内において、姫路の玄関口にふさわしい、一体的かつ魅力ある美しい都市区間を目指すもの。</p> <p>当該事業は目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p><b>【必要性】</b> 駅南の交通環境が最適化されることで、乗用車にとっても歩行者にとっても快適なまちなかとなり、「歩行者・自転車通行量の増加」が期待される。また、同様に居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 都市構造再編集集中支援事業</p> <p><b>【実施期間】</b> 令和2年度 ～令和6年度</p>	

#### (4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし